公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 (平成 25 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団の定款第16条第4項及び 第33条第4項の規定に基づき、本法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必 要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

- 第2条 常勤役員については、報酬及び期末手当(以下「報酬等」という。)を支給する。 2 非常勤の役員が、理事会への出席その他本会の役員として職務を執行した場合には報 酬を支給する。
- 3 非常勤の評議員が、評議員会又は理事会に出席した場合には、報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 730,000円
- (2) 専務理事 650,000円
- 2 沖縄県からの派遣職員である者を常勤役員に充てる場合は、前項の規程にかかわらず、 当該者が沖縄県に勤務する場合に直接支給されることとなる給与の額を支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員(以下「非常勤の役員等」という。)の報酬の額は、日額 9,300 円とする。ただし、沖縄県職員には支給しない。

(期末手当)

第4条 常勤役員の期末手当の算定並びに支給方法等については、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)に基づく公営企業の管理者の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬の支給日、支払い方法等については、沖縄県職員の給与に関する 条例(昭和47年5月15日条例第53号)の規程の適用を受ける沖縄県職員の例による。

(旅費)

第6条 常勤役員が職務のため旅行したときは、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和 47 年沖縄県条例第49号「以下旅費条例」)の規程の適用を受ける沖縄県職員の例により旅費を支給する。

(費用弁償の額)

第7条 非常勤の役員等が職務のため旅行したときは、旅費条例の規程の適用を受ける沖縄県職員の例により旅費を支給する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日) から施行する。